

経営事項審査の手引き

令和7年度（第1版）

注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送又は電子申請によりお願いします。
- 2 技術職員が基準日時点で6か月を超えて雇用されていることの確認書類について
健康保険証の新規発行終了に伴い、令和7年12月2日以降を審査基準日とする経営事項審査においては、健康保険証に代えて雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額を通知する書面又は賞金台帳（写）等で確認を行うこととします。
なお、令和7年12月1日以前を審査基準日とする経営事項審査においては、審査基準日時点で有効な健康保険証を確認書類として使用いただけます。
- 3 消費税確定申告書及び添付書類について
令和7年1月から税務署による收受日付印の押なつが廃止されることに伴い、令和7年1月以降に税務署に提出された申告書については、收受日付印なしでも受け付けることとします。
※ e-Taxをご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。
- 4 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込（従来どおり）⇒事前提出（従来どおり）⇒電子申請システム（JCIP）を用いた申請⇒県証紙の提出又はオンライン納付申請⇒審査⇒（補正等の対応）⇒結果通知書の送付（従来どおり）

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

経営事項審査の手引き

令和6年度（第2版）

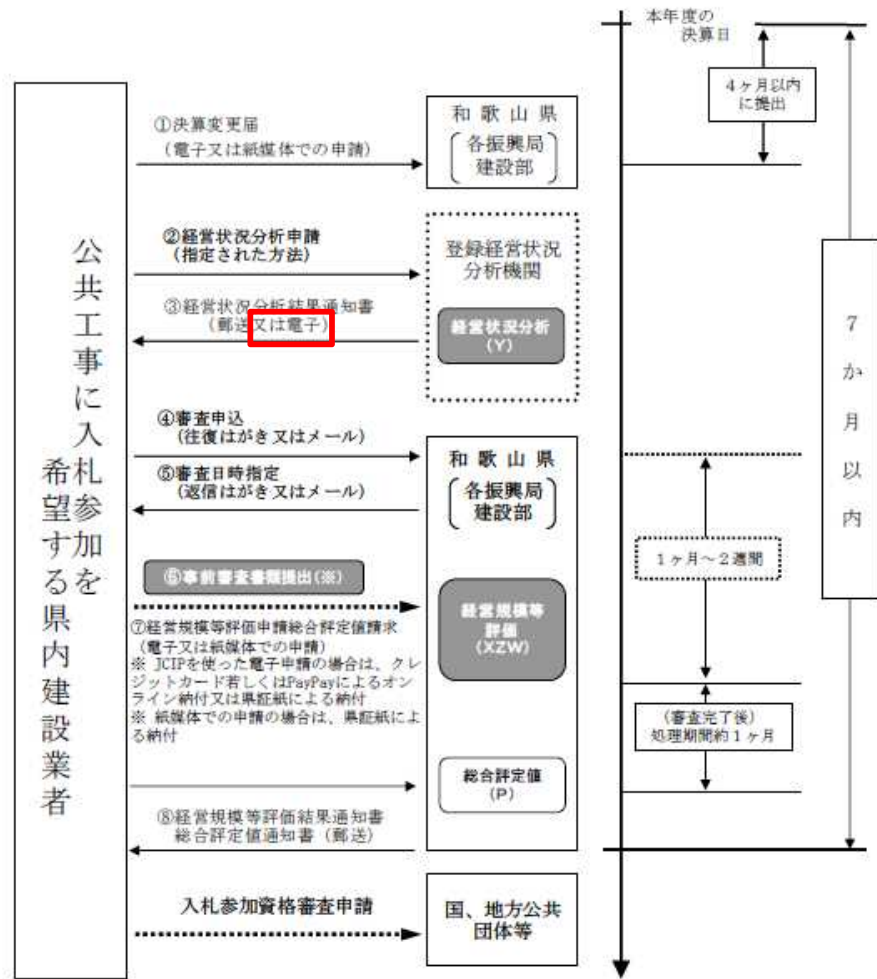
注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送によりお願いします。
- 2 技術職員が基準日時点で6か月を超えて雇用されていることの確認書類について
健康保険証の新規発行終了に伴い、令和7年12月2日以降を審査基準日とする経営事項審査においては、健康保険証に代えて雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額を通知する書面又は賞金台帳（写）等で確認を行うこととします。
なお、令和7年12月1日以前を審査基準日とする経営事項審査においては、審査基準日時点で有効な健康保険証を確認書類として使用いただけます。
- 3 消費税確定申告書及び添付書類について
令和7年1月から税務署による收受日付印の押なつが廃止されることに伴い、令和7年1月以降に税務署に提出された申告書については、收受日付印なしでも受け付けることとします。
※ e-Taxをご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。
- 4 工事経歴書
R6年度実施の審査より、工事経歴書に記載の工事に係る確認書類について、業種ごとに請負金額の上位3件とします。（p12参照）
- 5 建設業の経理の状況の改正について
令和5年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、経理士等として加点対象となるには、試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内、又は登録経理講習の修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内であることが必要です。
- 6 業種別技術職員コード表の改正について
令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、業種別技術職員コード表が改正されました。
- 7 建設キャリアアップシステム（CCUS）について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置、いわゆる建設業キャリアアップシステム（CCUS）の実施状況に応じて加点対象となりました。
- 8 その他の審査項目（社会性等）（W点）から総合評価値（P点）への換算式の改訂について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、W点の素点の増加に伴い、P点に占めるW点のウェイトを維持するため、Wの素点に乗ずる係数が改正されました。
- 9 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込（従来どおり）⇒事前提出（従来どおり）⇒電子申請システム（JCIP）を用いた申請⇒県証紙の提出又はオンライン納付申請⇒審査⇒（補正等の対応）⇒結果通知書の送付（従来どおり）

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

6. 申請手続き

※①～⑧は、毎年手続きをする必要があります。

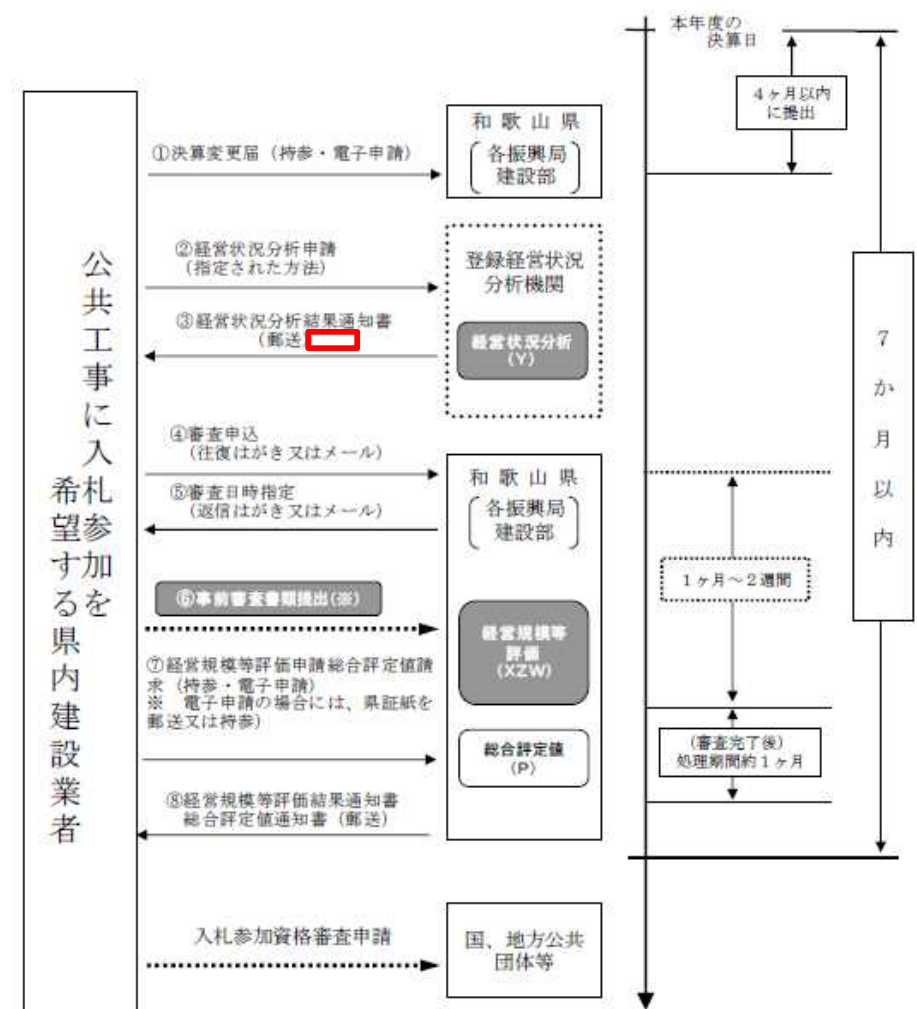


※ 審査当日の審査時間を短縮し、円滑に審査が進められるよう工事経歴書(写)、技術職員名簿(写)、申請書表紙(写)の事前提出についてご協力をお願いします。

※ 国土交通大臣許可業者については、近畿地方整備局へ直接ご提出願います。

6. 申請手続き

※①～⑧は、毎年手続きをする必要があります。



※ 審査当日の審査時間を短縮し、円滑に審査が進められるよう工事経歴書(写)、技術職員名簿(写)、申請書表紙(写)の事前提出についてご協力をお願いします。

※ 国土交通大臣許可業者については、近畿地方整備局へ直接ご提出願います。

○経営規模等評価申請、総合評定値請求まで

- ① 決算終了後、4か月以内に管轄の振興局建設部に「決算変更届」を提出してください。
- ② 経営状況分析申請書及び添付書類を登録経営状況分析機関へ提出し、経営状況分析を受けます。申請手続きについては、各分析機関へお問い合わせください。
(登録経営状況分析機関は、19ページの一覧表参照)
- ③ 登録経営状況分析機関から経営状況分析結果通知書が郵送又は電子で発行されます。
- ④ 往復はがき又はメールで管轄の振興局建設部に審査を申し込んでください。
(申込期間：技術調査課ホームページに掲載します。)
- ⑤ 振興局建設部から審査日時等を指定した返信はがき又はメールが届きます。
- ⑥ 工事経歴書(写)、技術職員名簿(写)、申請書表紙(写)を事前提出してください。
効率的な審査のため審査日3日前までに提出くださるようご協力願います。
(郵送、FAX、持参可)
- ⑦ 経営規模等評価申請書など関係書類を指定された期日までに振興局建設部等へ提出し、審査を受けてください。(原則郵送願います。持参書類は、9ページの一覧表参照)
※審査を受ける際は、できる限り記載内容(工事内容、職員の雇用状況等)を説明できる方(個人事業主の場合は申請者本人、法人の場合は役員等)が、事務所等で待機してください。申請内容等について質問のお電話をする場合があります。
※原則として、審査会場内に待機していただける場所はありません。
- ⑧ 審査終了後、1か月後を目途に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を簡易書留でお送りします(時期は多少前後する場合があります)。
(通知書は大切に保管願います。
万が一、紛失等された場合には管轄の建設部にご相談ください。)

和歌山県への入札参加を希望される方へ

和歌山県へ入札参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請書等を振興局建設部へ提出する必要があります。

なお、経営事項審査を受け、総合評定値が算定されていない業種や総合評定値通知書における2年又は3年平均の完成工事高が「土木一式」「建築一式」「とび・土工・コンクリート」「電気」「管」「鋼構造物」「舗装」「塗装」「防水」「機械器具設置」「電気通信」「造園」「建具」「水道施設」「消防施設」「解体」については250万円、「大工」「左官」「石」「屋根」「タイル・れんが・ブロック」「鉄筋」「しゅんせつ」「板金」「ガラス」「内装仕上」「熱絶縁」「さく井」「清掃施設」については0円、を超えていない場合は入札参加資格審査を申請することはできません。

詳細は、技術調査課ホームページ内にある入札参加制度(県内建設業者向け)についてのご案内をご確認ください。

○経営規模等評価申請、総合評定値請求まで

- ① 決算終了後、4か月以内に管轄の振興局建設部に「決算変更届」を提出してください。
- ② 経営状況分析申請書及び添付書類を登録経営状況分析機関へ提出し、経営状況分析を受けます。申請手続きについては、各分析機関へお問い合わせください。
(登録経営状況分析機関は、14ページの一覧表参照)
- ③ 登録経営状況分析機関から経営状況分析結果通知書が郵送されます。
- ④ 往復はがき又はメールで管轄の振興局建設部に審査を申し込んでください。
(申込期間：技術調査課ホームページに掲載します。)
- ⑤ 振興局建設部から審査日時等を指定した返信はがき又はメールが届きます。
- ⑥ 工事経歴書(写)、技術職員名簿(写)、申請書表紙(写)を事前提出してください。
効率的な審査のため審査日3日前までに提出くださるようご協力願います。
(郵送、FAX、持参可)
- ⑦ 経営規模等評価申請書など関係書類を指定された期日までに振興局建設部等へ提出し、審査を受けてください。(原則郵送願います。持参書類は、9ページの一覧表参照)
※審査を受ける際は、できる限り記載内容(工事内容、職員の雇用状況等)を説明できる方(個人事業主の場合は申請者本人、法人の場合は役員等)が、事務所等で待機してください。申請内容等について質問のお電話をする場合があります。
※原則として、審査会場内に待機していただける場所はありません。
- ⑧ 審査終了後、1か月後を目途に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を簡易書留でお送りします(時期は多少前後する場合があります)。
(通知書は大切に保管願います。
万が一、紛失等された場合には管轄の建設部にご相談ください。)

和歌山県への入札参加を希望される方へ

和歌山県へ入札参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請書等を振興局建設部へ提出する必要があります。

なお、経営事項審査を受け、総合評定値が算定されていない業種や総合評定値通知書における2年又は3年平均の完成工事高が「土木一式」「建築一式」「とび・土工・コンクリート」「電気」「管」「鋼構造物」「舗装」「塗装」「防水」「機械器具設置」「電気通信」「造園」「建具」「水道施設」「消防施設」「解体」については250万円、「大工」「左官」「石」「屋根」「タイル・れんが・ブロック」「鉄筋」「しゅんせつ」「板金」「ガラス」「内装仕上」「熱絶縁」「さく井」「清掃施設」については0円、を超えていない場合は入札参加資格審査を申請することはできません。

詳細は、技術調査課ホームページ内にある入札参加制度(県内建設業者向け)についてのご案内をご確認ください。

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	<p>(1)退職一時金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業退職金共済制度への「加入を証明する書面」 ○特定退職金共済団体制度への「加入を証明する書面」 ○労働基準監督署の受付印のある「就業規則」又は「労働協約」 <p>(2)企業年金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金基金への「加入を証明する書面」もしくは審査基準日を含む月の「厚生年金基金領収書」 ○「適格退職年金契約書」、「確定拠出年金(企業型)契約書」、「確定給付金型企業年金契約書」、「規約型年金契約書」
法定外労働災害補償制度加入の有無	<p>○(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会若しくは全日本火災共済協同組合連合会等の中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度の「加入を証明する書面」又は保険会社の「保険証券」</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級第1級から第7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていることが確認できるものに限る。 <p>○政府の労働災害補償保険「領収書等」（準記名式の場合のみ）</p>
若年技術職員の継続的な育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
新規若年技術職員の育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
C P D単位取得数	<p>CPD 単位取得を確認するための書類（証明期間が審査基準日から遡って1年間のもの）</p> <p>※ CPD 単位取得数及び技術レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記載する者 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしていて(5)の技術職員名簿に記載していない者のうち次の要件のいずれかに該当する者を CPD 単位取得の有無に関わらず全て記載してください。(雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。) (ア) 営業所技術者等になれる者 (イ) 1級又は2級の第一次検定に合格した者 ○ CPD 単位 審査基準日から遡って1年間で取得した数値を、CPD 認定団体ごとに後述の CPD 認定団体一覧表に記載している数値で割り、30 をかけた数値を記載してください(小数点以下切り捨て)。30 を超える場合は「30」と記載してください。 </div> <p>◇ 別記様式第4号に記載した者のうち、CPD 単位を取得している者について、CPD 認定団体が発行した単位取得を証する書面等の写し及び(5)技術職員名簿④及び⑤に記載の常勤確認書類</p>

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	<p>(1)退職一時金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業退職金共済制度への「加入を証明する書面」 ○特定退職金共済団体制度への「加入を証明する書面」 ○労働基準監督署の受付印のある「就業規則」又は「労働協約」 <p>(2)企業年金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金基金への「加入を証明する書面」もしくは審査基準日を含む月の「厚生年金基金領収書」 ○「適格退職年金契約書」、「確定拠出年金(企業型)契約書」、「確定給付金型企業年金契約書」、「規約型年金契約書」
法定外労働災害補償制度加入の有無	<p>○(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会若しくは全日本火災共済協同組合連合会等の中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度の「加入を証明する書面」又は保険会社の「保険証券」</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級第1級から第7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていることが確認できるものに限る。 <p>○政府の労働災害補償保険「領収書等」（準記名式の場合のみ）</p>
若年技術職員の継続的な育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
新規若年技術職員の育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
C P D単位取得数	<p>CPD 単位取得を確認するための書類（証明期間が審査基準日から遡って1年間のもの）</p> <p>※ CPD 単位取得数及び技術レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記載する者 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしていて(5)の技術職員名簿に記載していない者のうち次の要件のいずれかに該当する者を CPD 単位取得の有無に関わらず全て記載してください。(雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。) (ア) 営業所の専任技術者になれる者 (イ) 1級又は2級の第一次検定に合格した者 ○ CPD 単位 審査基準日から遡って1年間で取得した数値を、CPD 認定団体ごとに後述の CPD 認定団体一覧表に記載している数値で割り、30 をかけた数値を記載してください(小数点以下切り捨て)。30 を超える場合は「30」と記載してください。 </div> <p>◇ 別記様式第4号に記載した者のうち、CPD 単位を取得している者について、CPD 認定団体が発行した単位取得を証する書面等の写し及び(5)技術職員名簿④に記載の常勤確認書類</p>

<p>技能レベル向上者数</p>	<p>技能レベル向上を確認するための書類 ※ CPD 単位取得数及び技能レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第 5 号「技能者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第 5 号「技能者名簿」の記載方法</p> <p>○ 記載する者 審査基準日前 6 か月を超えて恒常的雇用をしていて、次の要件の全てに該当する者を技能レベル向上の有無に関わらず全て記載してください。(雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額 80,000 円以上です。ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。)</p> <p>(ア) 審査基準日以前 3 年間に施行体制台帳及び再下請負通知書に係る「建設工事従事者に関する事項」(いわゆる作業員名簿)の記載対象となっていること。 (イ) 建設工事の施工の管理のみに従事した者でないこと</p> </div> <p>◇ 別記様式第 5 号に記載した者のうち、レベル向上の有無又は控除対象のいずれかに○印を記入した者について、能力評価基準により受けた評価を証する書面の写し及び(5)技術職員名簿④及び⑤に記載の常勤確認書類</p> <p>◇ 申請者が作成建設業者又は下請負人となった審査基準日時点で稼働している建設工事に関する施行体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢、職種及び健康保険・年金保険・雇用保険の加入状況が確認できる部分(いわゆる作業員名簿)</p>
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</p>	<p>○建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(通知様式第 6 号)【提出】</p>
<p>民事再生法又は会社更生法の適用の有無</p>	<p>○平成 23 年 4 月 1 日以降に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合、手続開始が決定されたことを証する書面 裁判所から送付される手続開始決定通知書</p> <p>○審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合は、手続終結が決定されたことを証する書面 官報公告等</p>
<p>防災協定締結の有無</p>	<p>○国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定(写)</p> <p>○団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合 申請者が団体に加入していること及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(基準日現在の状況が確認出来る証明書)</p>

<p>技能レベル向上者数</p>	<p>技能レベル向上を確認するための書類 ※ CPD 単位取得数及び技能レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第 5 号「技能者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第 5 号「技能者名簿」の記載方法</p> <p>○ 記載する者 審査基準日前 6 か月を超えて恒常的雇用をしていて、次の要件の全てに該当する者を技能レベル向上の有無に関わらず全て記載してください。(雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額 80,000 円以上です。ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。)</p> <p>(ア) 審査基準日以前 3 年間に施行体制台帳及び再下請負通知書に係る「建設工事従事者に関する事項」(いわゆる作業員名簿)の記載対象となっていること。 (イ) 建設工事の施工の管理のみに従事した者でないこと</p> </div> <p>◇ 別記様式第 5 号に記載した者のうち、レベル向上の有無又は控除対象のいずれかに○印を記入した者について、能力評価基準により受けた評価を証する書面の写し及び(5)技術職員名簿④に記載の常勤確認書類</p> <p>◇ 申請者が作成建設業者又は下請負人となった審査基準日時点で稼働している建設工事に関する施行体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢、職種及び健康保険・年金保険・雇用保険の加入状況が確認できる部分(いわゆる作業員名簿)</p>
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</p>	<p>○建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(通知様式第 6 号)【提出】</p>
<p>民事再生法又は会社更生法の適用の有無</p>	<p>○平成 23 年 4 月 1 日以降に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合、手続開始が決定されたことを証する書面 裁判所から送付される手続開始決定通知書</p> <p>○審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合は、手続終結が決定されたことを証する書面 官報公告等</p>
<p>防災協定締結の有無</p>	<p>○国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定(写)</p> <p>○団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合 申請者が団体に加入していること及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(基準日現在の状況が確認出来る証明書)</p>

12. 登録経営状況分析機関

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。
登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報は、国土交通省のホームページをご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)

《登録経営状況分析機関一覧》

(令和7年1月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

経営状況分析の申請の時期及び方法等は、それぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

12. 登録経営状況分析機関

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。
登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報は、国土交通省のホームページをご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)

《登録経営状況分析機関一覧》

(平成30年4月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号 住友生命日本橋大伝馬町ビル5階	03-6661-6622
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

経営状況分析の申請の時期及び方法等は、それぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

(参考2)

「審査基準以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取り扱いについて

1 「審査基準以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下のとおりです。

- (1) 「起算日」とは審査基準日の前日のこととする。
- (2) 「6ヶ月前」とは起算日の6ヶ月前の月の当日の翌日のこととする。
ただし、当日が存在しない場合には翌月の初日のこととする。
- (3) 「6ヶ月と1日前」とは6ヶ月前の前日のこととする。

2 審査基準日(決算日)から6ヶ月と1日以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。代表的な審査基準日等での各該当日は下記のとおりです。

審査基準日	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和6年10月31日	令和6年10月30日	令和6年5月1日	令和6年4月30日
令和6年11月30日	令和6年11月29日	令和6年5月30日	令和6年5月29日
令和6年12月31日	令和6年12月30日	令和6年7月1日	令和6年6月30日
令和7年1月31日	令和7年1月30日	令和6年7月31日	令和6年7月30日
令和7年2月28日	令和7年2月27日	令和6年8月28日	令和6年8月27日
令和7年3月31日	令和7年3月30日	令和6年10月1日	令和6年9月30日
令和7年4月30日	令和7年4月29日	令和6年10月30日	令和6年10月29日
令和7年5月31日	令和7年5月30日	令和6年12月1日	令和6年11月30日
令和7年6月30日	令和7年6月29日	令和6年12月30日	令和6年12月29日
令和7年7月31日	令和7年7月30日	令和7年1月31日	令和7年1月30日
令和7年8月31日	令和7年8月30日	令和7年3月1日	令和7年2月28日
令和7年9月30日	令和7年9月29日	令和7年3月30日	令和7年3月29日
令和7年10月31日	令和7年10月30日	令和7年5月1日	令和7年4月30日
令和7年11月30日	令和7年11月29日	令和7年5月30日	令和7年5月29日
令和7年4月1日	令和7年3月31日	令和6年10月1日	令和6年9月30日
令和7年10月1日	令和7年9月30日	令和7年3月31日	令和7年3月30日
令和7年6月15日	令和7年6月14日	令和6年12月15日	令和6年12月14日

(参考3)

高齢者雇用安定法の継続雇用制度について

高齢者雇用安定法の継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者を定年後(65歳以下の者に限る。)も引き続き雇用する制度です(高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号)。

当該制度の対象者については、雇用期間が限定されていても常時雇用されているとみなし、技術職員として評価対象に含みます。この場合、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(国交省別記通知様式第3号)を併せて提出願います。

(参考2)

「審査基準以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取り扱いについて

1 「審査基準以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下のとおりです。

- (1) 「起算日」とは審査基準日の前日のこととする。
- (2) 「6ヶ月前」とは起算日の6ヶ月前の月の当日の翌日のこととする。
ただし、当日が存在しない場合には翌月の初日のこととする。
- (3) 「6ヶ月と1日前」とは6ヶ月前の前日のこととする。

2 審査基準日(決算日)から6ヶ月と1日以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。代表的な審査基準日等での各該当日は下記のとおりです。

審査基準日	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和5年10月31日	令和5年10月30日	令和5年5月1日	令和5年4月30日
令和5年11月30日	令和5年11月29日	令和5年5月30日	令和5年5月29日
令和5年12月31日	令和5年12月30日	令和5年7月1日	令和5年6月30日
令和6年1月31日	令和6年1月30日	令和5年7月31日	令和5年7月30日
令和6年2月29日	令和6年2月28日	令和5年8月29日	令和5年8月28日
令和6年3月31日	令和6年3月30日	令和5年10月1日	令和5年9月30日
令和6年4月30日	令和6年4月29日	令和5年10月30日	令和5年10月29日
令和6年5月31日	令和6年5月30日	令和5年12月1日	令和5年11月30日
令和6年6月30日	令和6年6月29日	令和5年12月30日	令和5年12月29日
令和6年7月31日	令和6年7月30日	令和6年1月31日	令和6年1月30日
令和6年8月31日	令和6年8月30日	令和6年3月1日	令和6年2月29日
令和6年9月30日	令和6年9月29日	令和6年3月30日	令和6年3月29日
令和6年10月31日	令和6年10月30日	令和6年5月1日	令和6年4月30日
令和6年11月30日	令和6年11月29日	令和6年5月30日	令和6年5月29日
令和6年4月1日	令和6年3月31日	令和5年10月1日	令和5年9月30日
令和6年10月1日	令和6年9月30日	令和6年3月31日	令和6年3月30日
令和6年6月15日	令和6年6月14日	令和5年12月15日	令和5年12月14日

(参考3)

高齢者雇用安定法の継続雇用制度について

高齢者雇用安定法の継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者を定年後(65歳以下の者に限る。)も引き続き雇用する制度です(高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号)。

当該制度の対象者については、雇用期間が限定されていても常時雇用されているとみなし、技術職員として評価対象に含みます。この場合、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(国交省別記通知様式第3号)を併せて提出願います。